平成２７年（フ）第２２８６号
神奈川県茅ヶ崎市堤1495番地７
債務者　戸井田浩一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６５号
横浜市鶴見区下末吉３丁目12番39号
債務者　前田　広美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２６号
静岡市駿河区敷地１丁目18番６号　グランドールｉ　Ａ201
債務者　林　千賀子（旧姓角川）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０２号
静岡市駿河区手越原138番地の１
債務者　加納　隆二
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９号
大分県杵築市大字杵築960番地２　コーポラス元島10―503号
債務者　乾　　善博
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第６８０号
静岡市葵区吉野町３番５号　カーサミラ吉野町701号
債務者　藤田　博史
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
熊本県山鹿市方保田1584番地　ツインコーポＢ205
債務者　橋本　光広
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
熊本県八代市中片町473番地１
債務者　児玉　悠佑
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１４５号
東京都葛飾区新宿２丁目９―15―207
債務者　下田伊万里
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３４０号
横浜市港南区上永谷４丁目８番８号　福岡荘Ｂ棟201
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番14―102号
債務者　齋藤　和彦
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７４号
東京都八王子市犬目町1108番地１アークドルミエール103号
債務者　伊藤美佳子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１０５号
東京都江戸川区北篠崎２丁目３―18
債務者　小林　友美（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４１号
東京都江戸川区西小岩５丁目５―９―104
債務者　梶原　優太
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８９１号
大阪府枚方市交北３丁目９番１―608号
債務者　松山　春栄（旧姓恩地）
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０７号
横浜市瀬谷区中央30番地８　池北荘201、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ102
債務者　古内　　弘
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部